

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年（2024年）2月22日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 実施方法

令和5年（2023年）9月11日から令和5年（2023年）11月21日までの間に実地監査及び書面監査を実施

2 監査対象機関 49機関

部局名	機関名
総務部	自動車税事務所
企画振興部	東京事務所
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、福祉総合相談所、八代児童相談所、こども総合療育センター
商工労働部	大阪事務所、技術短期大学校、産業技術センター
農林水産部	漁業取締事務所、農業研究センター、大切畑ダム復興事務所
土木部	天草空港管理事務所
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球磨教育事務所、天草教育事務所、教育センター、図書館、装飾古墳館
警察本部	熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署

3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

（1）指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
健康福祉部	福祉総合相談所	（最低賃金減額特例申請の事務処理について） 夜間警備等を行う会計年度職員の報酬について、最低賃金減額の特例申請が遅れたため、許可日までの一部期間の報酬が最低賃金を下回っているとして、労働基準監督署の是正勧告を受け、報酬を追加で支払っている。 労働基準法等に基づき、適切な時期に事務処理を行うこと。
	八代児童相談所	（職員の交通事故について） 私用中に司法処分が科された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
健康福祉部	こども総合療育センター	(賄材料費の誤払について) 令和4年度(2022年度)に支払いのチェック体制を見直したものの、その後再び、金額の誤入力により支払不足となり、後日、不足額を支払っているものがある。 支払手続においては、組織的チェックを更に徹底し、誤払いの防止に努めること。
商工労働部	技術短期大学校	(入札手続の誤りについて) 一般競争入札事務について、次の課題がある。 (1)施設管理業務委託において、入札の際、最低制限価格を誤っていたため、落札者決定を取消し、入札をやり直している。 (2)空調整備等保守点検業務委託において、入札公告の際、仕様書の記載を誤っていたため、入札を取止め、再度入札を行っている。 入札事務について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。
農林水産部	農業研究センター	(職員の交通事故について) 私用車による公務出張中に司法処分が科された人身事故が1件、公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
教育委員会	図書館	(修理等に係る支払遅延について) 令和3年度(2021年度)に支払遅延があり、令和4年度(2022年度)についても、再び、トイレ漏水修理等3件の支払が遅れたため、遅延利息が発生している。 支払手続においては、組織的なチェックを更に徹底し、支払遅延の防止に努めること。
警察本部	熊本中央警察署	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く毀損額が大きい物損事故が1件、その他の過失割合が高い物損事故が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
警察本部	熊本北合志警察署	(公用車及び行政財産の毀損等について) 公用車による過失割合が高く毀損額の大きい物損事故が1件、その他の公用車等の自損事故が5件発生している。 また、前者の物損事故により署内車庫の壁面が損傷している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	天草警察署	(船舶の毀損について) 県管理の船舶を座礁事故により毀損している。 運輸安全委員会の船舶事故調査報告書に基づき、再発防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項 なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項 なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。